資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二百万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十七日
掲載頁　八十八頁（号外第二三〇号）
平成二十六年十月二十四日
東京都港区六本木四丁目二番三五号
株式会社ジャパンパワーサプライ
代表取締役　釜谷　正宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円、資本準備金の額を二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://nextwired.com
平成二十六年十月二十四日
東京都足立区梅田七丁目二五番一三号
株式会社ネクストワイヤード
代表取締役　河村　園生

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十四日
東京都品川区東五反田一丁目一〇番一〇号
株式会社ｔｗｏ－ｆｉｖｅ
代表取締役　西村　順一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月八日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十四日
東京都港区新橋五丁目一四番一六号
株式会社大黒ヂーゼル工業所
代表取締役　大黒　正貴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二十四日
東京都中央区日本橋小網町一九番七号
株式会社マイクロ・シー・エー・デー
代表取締役　中塚　久世

合併につき株券等提出公告

当社は、鳥巧商事株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月二十四日
広島県三原市新倉二丁目一六番一号
鳥巧プロイラー株式会社
代表取締役　馬場　隆男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木昌子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月二十四日
東京都港区赤坂五丁目二番二〇号
ＧＥＣＤＦオーバーシーズ・インク
日本における代表者　鈴木　昌子

限定承認公告

本籍福島県いわき市常磐西郷町金山四三一番地、最後の住所福島県会津若松市日新町一三番三八号フォーラム日新町七〇五号
被相続人　亡　太田　洋子
右被相続人は平成二十六年七月七日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日
福島県会津若松市東栄町一番一五号
限定承認者　丸山　耕市

限定承認公告

本籍茨城県那珂市南酒出七〇〇番地、最後の住所茨城県那珂市堤二一七の五
被相続人　亡　根本　順

右被相続人は平成二十六年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年十月九日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日
茨城県那珂市堤二一七の五
相続財産管理人　根本　町子

限定承認公告

本籍千葉県八街市八街ほ五五八番地四、最後の住所千葉県八街市八街ほ二〇八番地二三三
被相続人　亡　黒川　敏雄
右被相続人は平成二十六年一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十六日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日
千葉県八街市八街ほ二〇八番地二三三
相続財産管理人　黒川　秀子
千葉県四街道市大日八六五番地一八
法定代理人成年後見人　御園惠美子

限定承認公告

本籍千葉県銚子市小畑町七四七〇番地、最後の住所千葉県旭市鎌数一〇二三番地
被相続人　亡　関根　守
右被相続人は平成二十五年十二月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十五日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日
千葉県旭市井戸野四二七二－二七
限定承認者　関根　丈将

限定承認公告

本籍長野県松本市神田一丁目八番、最後の住所長野県松本市神田一丁目八番二九号
被相続人　亡　野村　健一
右被相続人は平成二十六年七月九日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十五日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日
長野県松本市神田一丁目八番二九号
相続財産管理人　野村　康予

限定承認公告

本籍愛媛県西条市小松町新屋敷甲三一八番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　黒川　弘和
右被相続人は平成二十六年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十月九日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十四日
愛媛県西条市小松町新屋敷甲三一八番地五
相続財産管理人　黒川しのぶ

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十一月二十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十月二十四日
東京都千代田区丸の内二丁目二番一号
ＬＩＴパートナーズ株式会社
代表取締役　矢口　真一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年十月一日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から四千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十六年十月二十四日
京都府与謝郡与謝野町字温江小字仲縄五番地
協同組合加悦谷ショッピングセンター
代表理事　谷口　忠弘